

# 利用規約

Sunny Studio（以下「本クラブ」といいます。）のご利用に際し、下記の事項を厳守されますよう、ご理解・ご協力をお願い申し上げます。

## 第1条（運営・管理）

本クラブの運営・管理（会員資格の得喪・変更、会費・諸費用の收受、会員規約の制定・改廃等の決定手続きを含みます。）は、株式会社 SENSTAR が行います。

## 第2条（入会資格）

本クラブに入会できる方は、本クラブが定める各要件を満たし、本クラブの趣旨に賛同し、本規約を承諾した方とします。また、本クラブを利用できるのは、医師から運動を禁じられていない方とします。

刺青、タトゥー及びこれに類するものが入っている方、暴力団構成員その他反社会的勢力に該当する方、他の会員の円滑なクラブ利用に支障を来す可能性がある方、その他本クラブが不適当と合理的に認める方は、入会資格を有しません。入会後にこれらの事実が判明した場合、本クラブは会員資格を停止し、または退会・除名の措置を講じることがあります。

## 第3条（入会手続）

本クラブに入会する方は、所定の入会手続を行い、本クラブの承認を得た上で、定める会費・入会諸費用を支払うものとします。本クラブは、必要に応じて医師の健康証明書その他の資料の提出を求めることがあります。

入会する本人が未成年者の場合は、本人及び保護者の連名その他本クラブ所定の方法により申込みを行い、法定代理人の同意を得なければなりません。

## 第4条（入会金・事務手数料等）

会員は、本クラブの定める入会金、事務手数料その他入会時に必要な費用を、所定の方法により支払うものとします。入会金及び事務手数料は、入会契約の締結及び履行のために必要な費用であり、法令上返還を要する場合を除き、一旦納入された費用は返還しません。

キャンペーン等によりこれらの費用を無料とする場合は、当該キャンペーンについて申込時に明示された条件を適用します。

## 第5条（会員資格の停止・除名）

本クラブは、会員が次の各号のいずれかに該当すると合理的に認めた場合、会員資格の一時停止または除名をすることができます。

1. 本クラブの定める会費・諸費用を滞納し、本クラブからの請求後も支払いがないとき。
2. 本クラブの施設・機材を故意または重大な過失により毀損したとき。
3. 本規約その他本クラブが定める規則に違反したとき。
4. 本クラブの名誉・信用を毀損し、または秩序を乱したとき。
5. 入会書類その他の届出に虚偽を記載したことが判明したとき。
6. 他の会員・スタッフへの重大な迷惑行為、威圧的言動、ハラスメントその他会員として著しく不適切な行為があったとき。
7. 他人に感染するおそれのある疾病に罹患し、施設利用が適当でないと合理的に認められるとき。
8. 本クラブの合理的な指示・指導に従わないとき。
9. 会員資格、会員証、アプリ、QRコードその他の入館手段を第三者に利用させ、または第三者を同伴・共連れその他の方法により不正に入館させたとき。
10. 入館・退館その他施設利用に関する認証手続を回避し、または不正な方法で施設を利用したとき。
11. その他、社会通念に照らし、本クラブ会員としてふさわしくないと合理的に認められるとき。

## 第6条（会費・契約プラン）

1. 会員は、本クラブの定める会費等を所定の方法で支払うものとします。会費等の種類、金額、支払期限及び支払方法等は本クラブが定めます。月会費は、会員が会員資格を有する限り、現実施設を利用しない場合であっても支払義務が発生します。
2. 会員が入会時に選択したプランの料金、利用範囲、割引条件、最低継続期間その他の条件は、申込画面、料金案内その他本クラブが契約時に提示した内容によります。
3. 本クラブの契約には、通常月額契約、12ヶ月契約、年契約（一括払い）、キャンペーンその他の特別契約があります。

## 第7条（12ヶ月契約・年契約）

1. 12ヶ月契約を選択した会員の最低継続期間は、利用開始月その他申込時に定める起算点から12ヶ月間とします。12ヶ月契約は、12ヶ月間の継続利用を条件として割引料金を適用する契約です。
2. 最低継続期間中に会員都合により退会する場合、利用開始月から退会月までの期間について、当該プランに対応する通常月額料金を基準として再計算し、既に支払った金額との差額が生じる場合は、当該差額を退会時に精算するものとします。ただし、本クラブは法令上認められる範囲を超える違約金その他の負担を求めません。
3. 年契約（一括払い）は、原則として12ヶ月間の利用を前提に、12ヶ月分の会費を一括で支払う契約とします。
4. 年契約（一括払い）を契約期間途中で会員都合で退会・解約する場合、利用開始月から退会月までのうち、休会月を除く利用対象月数について、当該プランに対応する通常月額料金を基準として再計算します。一括払い済み金額が当該再計算額を上回る場合は、その差額を返金し、下回る場合は会員が不足額を支払うものとします。休会中に別途発生した休会費の未払金は、これと区別して精算します。ただし、申込時にこれと異なる条件を明示した場合または法令上別の取扱いが必要な場合は、その条件または法令に従います。
5. 返金が生じる場合の振込手数料その他返金に通常必要となる実費の負担については、申込時の案内その他本クラブが別途定める条件に従います。
6. 12ヶ月契約の期間満了後の更新方法、更新後の契約期間、料金及び解約条件は、契約時または更新前に本クラブが明示します。

## 第8条（Founder'321 Premium その他の特別プラン）

1. Founder'321 Premium その他本クラブが定めるキャンペーン・特別プランには、募集人数、募集期間、最低継続期間、特別料金、初期費用、利用範囲その他個別の条件を設けることがあります。
2. Founder'321 Premium は先着321名を対象とする特別プランとし、定員に達した時点で新規受付を終了します。
3. Founder'321 Premium の特別価格は、当該会員が同プランの会員資格を継続していることを条件として適用します。退会、除名、会費滞納、他プランへの変更等により資格を喪失した場合、その後の再入会または再変更時に同資格または同一価格が復活することを保証しません。
4. キャンペーン等により入会金・事務手数料を無料とする場合、その適用条件は申込時の案内によります。

## 第9条（休会）

1. 休会を希望する会員は、会員専用マイページからご自身で「休会プラン」を選択し、プラン変更の手続を行うものとします。毎月10日（10日が休館日の場合は翌営業日）までに手続が完了した場合は翌月から、期限を過ぎた場合は翌々月から休会を開始します。マイページで手続ができない場合は、速やかに本クラブへお問い合わせください。
2. 休会期間は、休会開始月から連続する6ヶ月間とします。休会期間中は、理由の如何を問わず休会費として月額1,000円（税込）を別途支払うものとします。月払い契約では休会月の通常月会費に代えて休会費を適用します。年契約（一括払い）では、既に支払った年会費は休会月数分の契約期間延長後の利用対象期間に充当し、休会月の年会費相当額を別途返金せず、休会費を別途徴収します。休会により延長された利用対象期間について、延長分の年会費を重ねて徴収しません。

3. 休会開始から6ヶ月が経過した場合、休会期間の終了に伴い、翌月から休会開始前の契約プランに自動的に戻り、当該プランの会費及び利用条件が再び適用されます。復帰時の料金、契約条件及び最低継続期間については、原契約及び本規約に従います。

4. 休会の継続を希望する場合は、休会開始月を1ヶ月目として数えた5ヶ月目の10日（10日が休館日の場合は翌営業日）までに、会員専用マイページで改めて「休会プラン」を選択し、延長手続を完了してください。期限までに延長手続が完了しない場合、休会期間の終了後は前項に従い自動的に元の契約プランへ戻ります。延長が受け付けられた場合は、現在の休会期間終了後、引き続き6ヶ月間の休会とします。

5. 疾病、負傷、妊娠、長期療養その他やむを得ない事情があると本クラブが合理的に認めた場合は、必要な範囲で診断書その他の資料の提出を求めた上で、休会費、休会期間、延長手続その他の条件について特別な取扱いを認めることがあります。特別な取扱いは個別事情を踏まえて判断し、休会費の免除・減額等を当然に保証するものではありません。

6. 12ヶ月契約、年契約（一括払い）その他最低継続期間のある契約について、休会期間は最低継続期間に算入せず、原則として休会した月数分、最低継続期間及び契約終了日を延長します。年契約（一括払い）の前払会費は第2項に従い延長後の利用対象期間に充当します。第5項の特別な休会についても、本クラブが別途認めた場合を除き同様とします。

## 第10条（プラン変更）

1. 会員は、各月10日（10日が休館日の場合は翌営業日）までに、本クラブ所定の変更手続を行うことにより、翌月から会員種類を変更することができます。10日を過ぎた場合は翌々月からの変更となります。ただし、休会プランへの変更、休会の延長及び休会終了後の自動復帰については、第9条を優先して適用します。

2. 最低継続期間中、キャンペーン適用中または特別プランについては、プラン変更を制限する場合があります。ただし、第9条に基づく休会及び元の契約プランへの復帰は、通常の任意のプラン変更とは区別して取り扱います。

3. Founder'321 Premium から他のプランへ変更した場合、Founder'321 Premium の会員資格及び特別価格は原則として失効し、その後の復帰を保証しません。ただし、第9条に基づく休会プランへの変更及び休会終了後の元の契約プランへの復帰のみを理由として、当該会員資格及び特別価格を失効させるものではありません。

## 第11条（退会）

1. 会員は、各月10日（10日が休館日の場合は翌営業日）までに、本クラブ所定の方法で退会手続を行うことにより、その月末をもって退会することができます。電話等の口頭による退会は受け付けません。10日を過ぎた場合は翌月末の退会となります。本クラブが所定の退会手続を受理するまで、会費の支払義務は継続します。

2. 12ヶ月契約、年契約（一括払い）その他最低継続期間のある契約については、第7条その他契約時に明示した中途退会・精算条件を適用します。

3. 退会時に未払いの会費その他の債務がある場合、退会後もその支払義務は消滅しません。

## 第12条（定休日・休業）

本クラブは、原則として別途表記する日を定休日及び季節休業日とします。また、施設の補修、会場整備、プログラム編成その他合理的な運営上の理由により休業することがあります。予定された休業については、原則として2週間前までに館内掲示、WEB、公式LINEその他適切な方法により告知します。ただし、安全管理上緊急の工事が必要な場合その他緊急の事態が発生した場合には、事前告知なく一部または全部の施設を休業することがあります。

## 第13条（臨時休業・閉鎖）

1. 本クラブは、次の事由により、本クラブの一部または全部を閉鎖または臨時休業することがあります。

(1) 台風その他の異常気象、風水火災害、地震、近隣の事故等により業務遂行に支障があるとき。

(2) 施設の改造または補修工事を実施するとき。

(3) 法令・制度の改廃、行政指導、感染症、社会情勢または経済状況の著しい変化があったとき。

(4) 施設の使用権限が消滅する等、運営に影響する事情が発生したとき。

(5) その他、閉鎖または臨時休業の必要があると合理的に認められるとき。

2. 前項の事情により、年契約その他前払い料金の対象となるサービスを相当期間提供できない場合の返金、振替その他の取扱い、休業期間、原因、契約内容等を踏まえ、法令に従い合理的に定めます。

#### **第 14 条（施設利用・安全管理・免責）**

1. 会員は、自己の健康状態、体力、運動経験及び当日の体調を考慮し、自らの責任において、他の会員と協調して本クラブの施設を利用するものとします。

2. 会員は、体調不良、胸痛、息苦しさ、動悸、めまい、強い疲労感その他身体の異常を感じた場合、直ちに運動を中止し、必要に応じて医療機関を受診するものとします。

3. 本クラブでは、スタッフまたはインストラクターが常駐しない時間帯があります。会員は、無人時間帯があることを理解した上で、自ら安全を確認して施設を利用するものとします。

4. 本クラブは、会員が施設利用中に生じた盗難、怪我、疾病、急病その他の事故について、本クラブの責めに帰すべき事由がない限り責任を負いません。会員同士の本クラブ内外でのトラブルについても同様とします。ただし、本クラブの故意または重大な過失による場合その他法令上免責が認められない場合は、この限りではありません。

5. 会員に急病、負傷その他緊急の事態が生じた場合、本クラブは、状況に応じて救急要請、緊急連絡先への連絡その他合理的に必要と判断する対応を行うことがあります。ただし、スタッフが常駐しないことその他の事情により、直ちに対応できることを保証するものではありません。

6. 会員は、技量を超えた行為その他危険な行為を行ってはなりません。また、本クラブの事前の承諾なく、対価を得て他の利用者に対する指導行為を行ってはなりません。

7. 更衣室、シャワー室その他プライバシーへの配慮が必要な場所での撮影・録音を禁止します。

#### **第 15 条（スタジオレッスン・映像レッスン・各種プラン）**

1. スタジオレッスンは、定員、予約制、整理券制その他本クラブが定める方法により運営します。契約プラン上スタジオ利用が認められている場合であっても、希望するすべてのレッスンへの参加を保証するものではありません。

2. 会員が同時に保持できるスタジオレッスンの予約数（同時予約可能数）は、Sunny Active が 2 件、Sunny Premium が 3 件、Founder321 が 4 件、Sunny Student が 2 件とします。これは一度に保持できる将来の予約枠の上限であり、月間のレッスン参加回数の上限を意味しません。予約済みレッスンへの参加または予約のキャンセル等により枠が空いた場合、会員は上限の範囲内で新たに予約できます。

3. レッソンの予約は原則として開始 15 分前まで、会員によるキャンセルは原則として開始 120 分前（2 時間前）までに、所定の予約システムから行うものとします。期限経過後の取扱いは、システム上の設定および別途案内に従います。

4. 予約したレッスンに参加せず、所定のキャンセル手続も行わなかった場合は、無断キャンセルとして取り扱います。無断キャンセルの判定は原則として当日 22 時に行い、1 ヶ月以内に 4 回の無断キャンセルが発生した場合、7 日間、新規予約を制限します。システム障害、急病その他やむを得ない事情がある場合は、個別の事情を確認した上で合理的な対応を行うことがあります。

5. インストラクターの都合、参加人数、施設事情その他合理的な理由により、プログラム、担当者、開催時間、定員または開催の有無を変更することがあります。

6. スタジオプログラムの一部は、インストラクターによる対面指導を行わず、映像・音声等を使用して会員自身が行うセルフ形式のレッスンとして実施する場合があります。会員は、映像等の案内に従うとともに、自らの健康状態、体力及び運動経験に応じて無理のない範囲で参加するものとします。

7. スタジオレッスンの実施時間は原則として各プログラムの案内時間を目安とし、内容、準備、進行その他の事情により、45 分前後となる場合または予定時間から多少前後する場合があります。

8. 学生向けプランを利用する会員は、本クラブが求めた場合、有効な学生証その他学生であることを確認できる資料を提示するものとし、学生資格を失った場合は本クラブ所定の対象プランへ変更するものとします。

9. 法人プランは、契約法人及び本クラブに登録された利用者のみが利用でき、契約人数の上限を超える利用または第三者への利用権の貸与を禁止します。

#### **第 16 条（チケットの購入・利用・有効期限）**

1. 本クラブは、パーソナルトレーニング、整体その他本クラブが指定するサービスについて、回数券その他のチケット（以下「チケット」といいます。）を販売することがあります。対象サービス、回数、料金、予約方法及び利用条件は、購入時の案内または購入画面に表示します。

2. チケットの購入は、原則として本クラブの会員に限りします。ただし、本クラブが指定する体験用チケットについては、入会前の方も購入及び利用することができます。体験用チケットの購入のみをもって会員資格が付与されるものではありません。

3. チケットの有効期間は、購入日を起算日として、購入したチケットの種類及び回数に応じて 2 ヶ月または 3 ヶ月とします。いずれの有効期間が適用されるか及び具体的な有効期限は、購入前に購入画面その他適切な方法で明示します。

4. 会員は、チケットの有効期限内に対象サービスを予約し、利用するものとします。期限を過ぎたチケットは原則として利用できません。ただし、本クラブの事情によって予約・利用ができなかった場合、疾病等のやむを得ない事情がある場合その他合理的な理由がある場合は、法令及び個別事情に応じて、有効期限の延長、振替、返金その他の対応を検討します。

5. 会員が退会した場合も、退会前に購入した未使用チケットは、購入時に表示した有効期限内に限り、対象サービスに利用できます。退会後のチケット利用は当該チケットの対象サービスに限られ、通常の会員資格、施設の一般利用権、会員向けプランその他の権利が復活するものではありません。退会後の予約・入館等の方法は、本クラブが案内する手続に従うものとします。

6. チケットの購入代金は、会員都合の退会のみを理由としては原則として返金しません。ただし、本クラブの責めに帰すべき事由により対象サービスを提供できない場合、法令上返金・解除等が必要な場合その他本クラブが合理的に認める場合は、未利用分の返金、期限延長、振替その他適切な対応を行います。チケットのキャンセル、変更、譲渡及び休会時の取扱いは、購入前に明示する条件及び法令に従います。

#### **第 17 条（営業・勧誘等の禁止）**

会員は、本クラブの事前の許可なく、本クラブ内または本クラブの会員関係を利用して、他の会員に対する営業行為、販売行為、宗教活動、政治活動、ネットワークビジネスその他これらに類する勧誘行為を行ってはなりません。また、他の会員の連絡先等をこれらの目的で取得または利用してはなりません。

#### **第 18 条（駐車場サービス）**

1. 本クラブが駐車場無料サービスその他の駐車特典を提供する場合、その対象プラン、無料時間及び利用条件は本クラブが別途案内します。

2. 無料時間を超過した料金、対象外利用その他駐車場運営者が定める費用は会員の負担とします。駐車場内の事故、盗難、満車その他について、本クラブの責めに帰すべき事由がない限り、本クラブは責任を負いません。

#### **第 19 条（防犯カメラ・安全管理）**

1. 本クラブは、防犯、施設の安全管理、不正入館の防止、事故・トラブル発生時の状況確認、施設管理その他正当な運営目的のため、館内の必要な場所に防犯カメラを設置し、映像を録画することがあります。

2. 防犯カメラの映像は、本クラブまたは運営会社が必要な範囲で確認し、法令に基づく場合、警察・消防その他関係機関への提供が必要な場合その他正当な理由がある場合を除き、目的外で利用しません。

3. 防犯カメラは、更衣室、シャワー室その他会員のプライバシーに特に配慮すべき場所には設置しません。

4. 録画データの保存期間、管理方法その他の取扱いは、法令及び本クラブのプライバシーポリシーその他の定めに従います。

## 第 20 条（届出事項・個人情報）

1. 会員は、氏名、住所、電話番号、メールアドレス、決済情報その他届出事項に変更が生じた場合、速やかに本クラブ所定の方法で変更手続を行うものとします。
2. 本クラブは、入会手続、本人確認、会費決済、施設運営、安全管理、会員への連絡その他本クラブの運営に必要な範囲で個人情報を取り扱い、詳細は本クラブが別途定めるプライバシーポリシーに従います。

## 第 21 条（規約・料金等の変更）

本クラブは、本規約の改定・変更並びに本規約に基づき会員が負担すべき通常料金及び諸費用を、社会情勢、経済状況、物価、人件費、光熱費、施設維持費、サービス内容等を踏まえ、合理的な範囲で改定することがあります。この場合、本クラブは、改定内容及び効力発生日を原則として 1 ヶ月以上前までに、施設内への掲示、WEB サイト、会員システムその他適切な方法により告知します。

ただし、契約期間中に固定された料金、割引条件、最低継続期間その他の契約条件については、法令及び当該契約内容に従い取り扱います。

## 第 22 条（施行日）

本規約は、2026 年 10 月 1 日より施行します。

Sunny Studio

運営会社 株式会社 SENSTAR